

# 狂犬病予防注射のお知らせ



狂犬病予防集合注射を実施します。まだ注射を受けていない飼い犬のいる方は、注射を受けてください。狂犬病予防法により、年1回の予防注射が義務づけられています。

## 6月14日(日)

### 注意事項

- お知らせの登録内容に誤りがないかご確認ください。
- お知らせ内の問診票にも記載してください。
- 犬が注射時に興奮した際、押さえることができる方が連れて来るようにしてください(犬の状態によっては、当日の注射が実施できないことがあります)。
- ワクチンの副反応をとどめるため、接種後の激しい運動、入浴は控えてください(2〜3日程度)。
- 会場内での飼い犬のふんは、飼い主の方が責任を持って後始末をしてください。



### 予防注射を受けるには

地区の制限はありませんので、都合の良い会場をご利用ください。予防注射は、最寄りの動物病院で受けることもできます。

会場地図はこちら



### 注射当日の持ち物

- ① 狂犬病予防注射のお知らせ  
(町に登録されている方にはハガキが届きます)
- ② 注射料金

### 注射料金(1頭あたり)

- ① 登録済みの犬 **3,240円** 【予防注射手数料+注射済票交付手数料】
  - ② 未登録の犬 **6,240円** 【①の注射手数料+登録手数料】
- ※当日は、お釣りがいらぬようご協力をお願いします。

### 犬・猫の飼い主の皆さまへお願いがあります



## 犬のフンを放置している、猫にエサやりをしていてフンや尿をされて困っているなどの苦情が寄せられています

北海道動物の愛護及び管理に関する条例では、「犬のフンなどで公園や道路、または他人の土地を汚染しないようにすること」と飼い主の義務が定められています。

犬のフンを放置することは、周辺の方を不快にさせるだけでなく衛生上も良くありません。一部の心ない飼い主のために、犬の飼い主全体が悪いイメージを持たれてしまいます。犬を散歩させる時は公園や道路などの公共の場所はもちろん、他人の家の前や敷地に犬のフンを放置しないように、持ち帰るための袋やスコップを必ず持参してください。

野良猫にエサを与える行為はいたずらに猫が増え、尿・フン・鳴き声など周辺住民への被害につながります。また、エサを狙ってカラスやキツネが来るなど環境衛生にも影響を与えます。責任を持って飼うことのできない猫にエサを与えないようにお願いします。

問 環境管理課 環境衛生G ☎ 77-6550

6月1日〜7日は水道週間

HP 2205

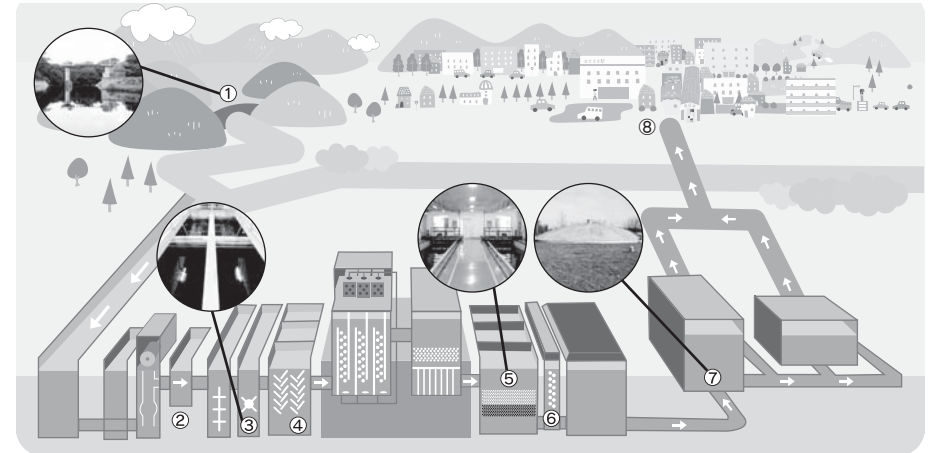
# たいせつな 水道守ろう 未来へと

「お風呂やシャワーを使う」「トイレで水を流す」「手を洗う」など、日常生活には水が欠かせません。蛇口をひねれば当たり前のように出てくる水ですが、どのように各家庭まで届けられているかご存じですか？

町の水道は昭和14年に始まり、時代の流れとともにその範囲を拡大してきました。現在の給水普及率は95.1% (令和6年度) となっており、日々の生活になくてはならないものとなっています。

蛇口から出る水道水をそのまま飲むことができるのは世界でも日本を含め11か国しかないと言われていいます。安心安全な「美幌の水」も、日並浄水場で厳しい水質基準をクリアしているか検査しながら365日24時間体制で作られ、各家庭に届けられています。

## 水道水が届くまで



- ① 水源池 女満別川の水を水源としており、ここで集めた水を浄水場へ送ります。この水源池の水がきれいであることが、おいしい水道水となっている大きな理由です。
- ② 着水井 水源池から送られてきた水が最初に流入する場所です。浄水場に入る水量を調節します。
- ③ フロック形成池 薬品で砂や濁りなどを集めた塊を作ります。この塊をフロックと呼びます。
- ④ 沈殿池 フロック形成池で作られた砂や濁りなど(フロック)をゆっくり沈めて取り除きます。
- ⑤ ろ過池 砂の層をくぐらせて、さらに細かいゴミなどを取り除き、きれいにします。
- ⑥ 塩素注入 安心して飲める水にするため、最後に塩素を入れて消毒します。ここで作られた水が安心して飲める水かどうか、水質を24時間監視しています。
- ⑦ 配水池 各工程を経て作られた水を貯めておく場所です。ここから水道管を通り、各家庭へ安心・安全な水道水が届けられます。
- ⑧ 皆様のもとへ

水道工事・修繕は「指定工事事業者」へ



問 上下水道課 営業G ☎ 77-6554